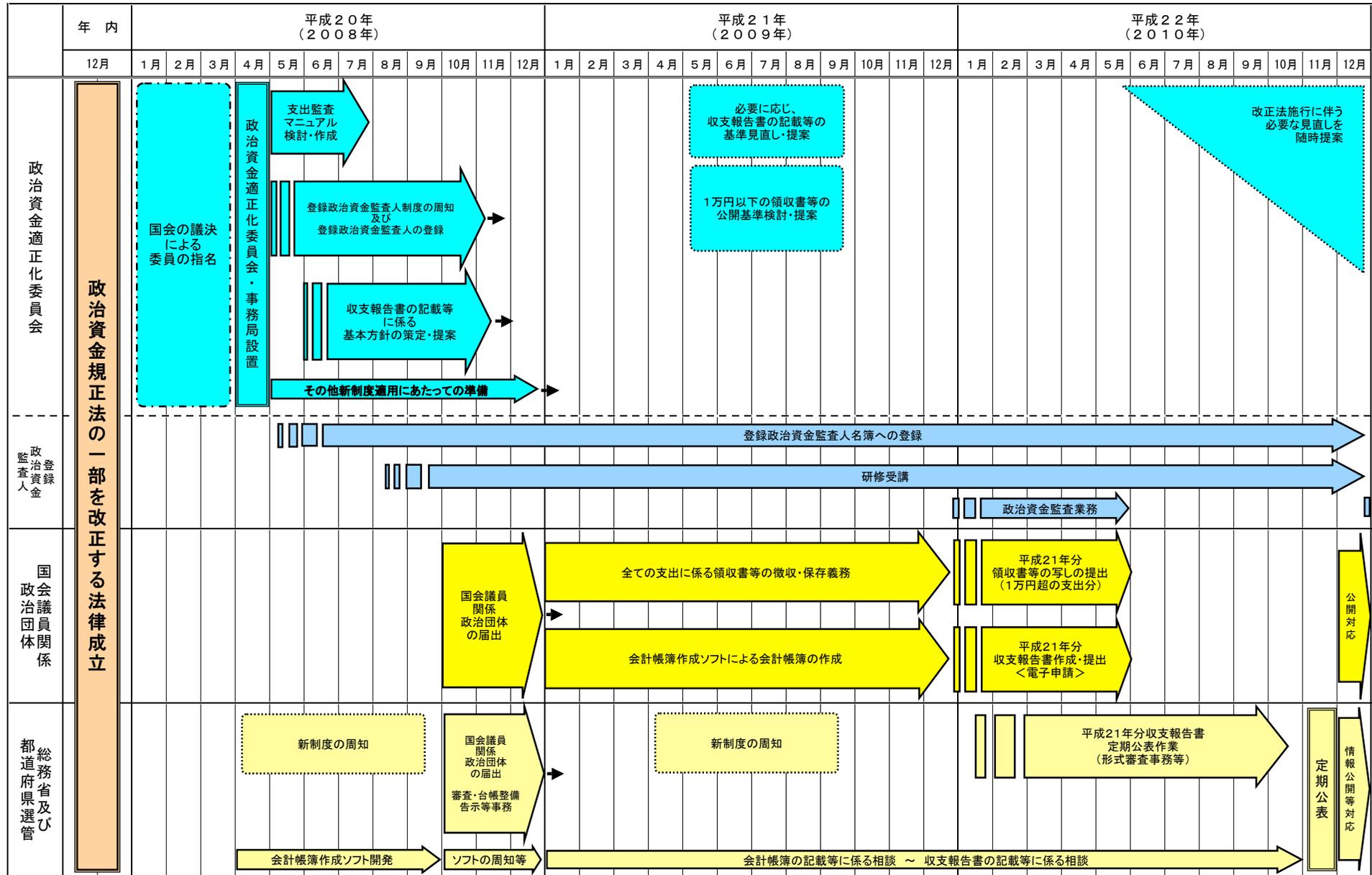


政治資金規正法改正に伴う事務及び今後の主なスケジュール

(平成20年4月現在)



政治団体の会計・収支報告関係の今後の主なスケジュール

	平成19年 (2007年)			平成20年 (2008年)												平成21年 (2009年)												平成22年 (2010年)																																																																							
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																								
資金管理団体	法の一部改正（7月改正） <ul style="list-style-type: none"> ●不動産取得制限に関する規定 平成19年8月6日施行 ●人件費以外1件5万円以上の明細記載・領収書等の写しの添付 平成20年1月1日施行 			<ul style="list-style-type: none"> 平成19年分領収書等の写しの提出 政治活動費5万円以上 												<ul style="list-style-type: none"> 平成19年分収支報告書作成・提出 政治活動費5万円以上 ※不動産の利用の状況 												<ul style="list-style-type: none"> 平成20年分領収書等の写しの提出 人件費以外5万円以上 ※コピーに限定 												<ul style="list-style-type: none"> 平成20年分収支報告書作成・提出 人件費以外5万円以上 												<ul style="list-style-type: none"> 平成21年分領収書等の写しの提出 人件費以外5万円以上 ※コピーに限定 												<ul style="list-style-type: none"> 平成21年分収支報告書作成・提出 人件費以外5万円以上 																																			
国会議員関係政治団体				法の一部改正（12月改正） <ul style="list-style-type: none"> ●国会議員関係政治団体の届出 平成20年10月1日施行 ●国会議員関係政治団体への通知（2号団体） 平成20年10月1日から適用 ●国会議員関係政治団体に係る領収書等の徴収・保存 平成21年1月1日以後の支出から適用 ●国会議員関係政治団体に係る収支報告書等の提出等 平成21年以後分の収支報告書から適用 			<ul style="list-style-type: none"> 1号団体 ・国会議員関係政治団体の届出（異動届又は設立届） 												<ul style="list-style-type: none"> 2号団体 ・国会議員・候補者から2号団体への通知 ・国会議員関係政治団体の届出（異動届又は設立届） 												<ul style="list-style-type: none"> 1円以上の全ての支出に係る領収書等の徴収・保存義務（保存は要旨公表日から3年間） 領収書等を徴し難い事情があるときは徴収明細書又は支出目的書を作成・保存 												<ul style="list-style-type: none"> 会計帳簿作成ソフトによる会計帳簿の作成 												<ul style="list-style-type: none"> 平成21年分領収書等の写しの提出 人件費以外1万円超 ※コピーに限定 												<ul style="list-style-type: none"> 平成21年分収支報告書作成・提出 人件費以外1万円超 <電子申請> 												<ul style="list-style-type: none"> 平成21年分政治資金監査報告書提出 政治資金監査 												<ul style="list-style-type: none"> 新たな公開制度への対応 								
政治その他	<ul style="list-style-type: none"> 振込明細書の保存義務 領収書等の写しの提出はコピー（複写機により複写したもの）に限定 																																																																																																		

※1 法改正に伴う主な変更点を赤字で記載しています。

※2 「その他の政治団体」とは、政党・政治資金団体、資金管理団体、国会議員関係政治団体以外の政治団体を指しています。